# 2013年度の税制改正の概要

### 税制改正の経緯

税制改正のための立法は、毎年3月下旬(年度の末)に行われる。その内容は、2009年度までは、政府の設置した税制調査会が行う「税制改正に関する答申」を参照し、前年12月に財務省が策定する「税制改正の大綱」と閣議決定される「税制改正の要綱」に基づいて行われてきた。しかし、2009年7月の政権交代後、学識経験者などで構成される税制調査会が廃止され、大臣・副大臣などによる新たな税制調査会が、「税制改正大綱」の案を策定し、閣議決定する方式がとられた。その後、2012年12月に再び政権交代があり、2013年度については、同年1月に閣議決定された「税制改正の大綱」に基づく税制改正が行われた。なお、同年6月には、学識経験者などで構成される税制調査会が復活した。

### 所得税関係の改正

### 最高税率の引上げ

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について 45%の税率が設けられた。この改正は、2015年分以後の所得税について適用される。

なお、法人税については、2011年に行われた改正で、30%から25.5%に税率が引き下げられている。相続税については、基礎控除の引下げと、50%の税率が適用される課税標準の金額の引上げなどが行われた。消費税については、税率の引上げが2014年と15年に予定されている。

# 金融商品課税

金融商品課税のうち、株式と公社債に係る改正を取り上げる。説明の便宜上、これまでの課税方法の概略を説明してから、改正の内容を述べる。これらの改正は、2016年1月1日より適用される。このため、現在施行されている租税特別措置法を「措法」、改正後のもの(未施行)「新措法」と記す。

なお、以下では、所得税法の規定する損益通算、純損失の繰越控除、所得控除、および、税率の適用を受ける課税方法を総合課税、そうではない課税方法を分離課税という。 納税者の選択ではなく、強制的に行われる分離課税を、一律分離課税という。また、源 泉徴収により課税が終了する分離課税を、源泉分離課税という。両者をあわせたものを、 一律源泉分離課税という。

### 現行法

### 1 株式等

#### A 配当

上場株式等からの配当(3%以上を所有する株主に対するものを除く。)については、納税者は、15%(地方税と合わせて20%)の比例税率による分離課税を選択することができる(措法8条の4)。この税率は、2013年12月31日までの時限措置として、<math>7%(地方税と合わせて10%)に軽減されている(2008年措法附則32条1項)。

この分離課税を受けない配当には、所得税法による総合課税が行われ、配当税額控除 (所法92条)を受けることができる。

上場株式等の配当は7%(地方税と合わせて10%)(2008年措法附則33条2項)、 それ以外の配当は20%の税率による源泉徴収を受ける(所法181・182条)。

上場株式の配当および1年に受け取る金額が10万円以下である配当の金額は、確定申告において除外することができる(措法8条の5)(「申告不要制度」という。)。

### B 譲渡損益

株式等の譲渡からの利益(譲渡所得だけでなく、事業所得、雑所得に該当するものを含む)については、15%(地方税と合わせて20%)の比例税率で一律分離課税を受ける(措法37条の10)。この分離課税は、非上場株式や外国法人の株式にも適用される。したがって、株式等の譲渡からの所得については、総合課税が行われる余地はない。しかし、株式等の譲渡損益は、その算定過程で、上場株式と非上場株式など株式等の種類を問わず、通算される。

ただし、上場株式等に係る譲渡利益については、2013年12月31日までの時限措置として、税率が7%(地方税と合わせて10%)に軽減されている(2008年措法附則43条2項)。

#### C 損益通算

金融所得課税の一体化する方針から、上場株式等の譲渡損失は、上場株式等からの配当との損益通算、および、繰越控除が認められている(措法37条の12の2)。上場株式以外の譲渡損失は、生じなかったものとみなされ、他の所得と通算することはできない(措法37条の10第1項)。

#### 2 公社債

#### A 利子

公社債の利子は、預金利子と同様、利子所得として15%(地方税と合わせて20%)の比例税率による一律源泉分離課税を受ける(措法3条、所法181・182条)。ただし、国外で支払われる利子には、所得税法による総合課税が行われる。

## B 譲渡損益

公社債の譲渡から生ずる損益は、非課税とされてきた(措法37条の15)。損失はないものとされる。ただし、割引発行される公社債のうち一定のものは、非課税の対象とはならない(措法37条の16)。

#### C 損益通算

譲渡損失が認められないものについては、損益通算の余地はない。

#### 3 割引債

割引発行される公社債(割引債)の償還差益は、利子の性質を持ち、一律源泉分離課税を受ける。源泉徴収は、償還時ではなく購入時(発行時)に行われ、税率は18%である(措法41条の12)。

### 改正法

改正により、公社債は、国債などの公債と公募公社債、上場公社債などの「特定公社債」と(新措法3条1項1号が引用する37条の11第2項1号、5~14号)、それ以外の「一般公社債等」に区別される。株式等も、「上場株式等」(新措法37条の11第2項)に該当しないものは、「一般株式等」と呼ばれることとなる(新措法37条の10第1項)。以下に述べるように、特定公社債は、上場株式等と組み合わせた課税が行われる。また、一般公社債等も、譲渡損益について一般株式等とあわて課税が行われる。

# 1 上場株式等および特定公社債

### A 利子および配当

特定公社債の利子と上場株式等からの配当は、「上場株式等に係る配当所得等の金額」として一括され、15%(地方税と合わせて20%)の比例税率による分離課税を受ける(新措法8条の4第1項)。源泉徴収税率も、同じである(新措法9条の3)。

上場株式からの配当については、納税者は、引き続き、総合課税と分離課税を選択することができる(同条2項)。

申告不要制度の適用範囲が、特定公社債の利子にも拡大する(新措法8条の5第1項 2号)。

### B 譲渡損益

譲渡損益に対する課税では、特定公社債を上場株式等の中に含めて(新措法37条の11第2項)、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が算出され、15%(地方税と合わせて20%)の比例税率で一律分離課税を受ける(同条1項)。総合課税を選択することはできない。特定公社債の譲渡損益と上場株式の譲渡損益とは、「上場株式等に

係る譲渡所得等の金額」を算出する過程で通算(相殺)されることになる。しかし、上 場株式等の譲渡損失を、一般株式等の譲渡利益と通算することは、できないことになる。

#### C 損益通算

上場株式等に係る譲渡損失は、一定の要件の下で、上場株式等に係る配当所得等の金額から控除をすることができる(新措法37条の12の2)。したがって、債券譲渡損失と配当との通算や株式譲渡損失と債券利子との通算が可能となる。

### 2 一般公社債等

### A 利子

一般公社債等の利子は、原則として、現行と同様に15%(地方税と合わせて20%)の比例税率で一律源泉分離課税を受ける(新措法3条1項)。ただし、同族会社からその同族株主が受ける利子は、総合課税の対象となる(同項4号)。

### B 譲渡損益

譲渡損益に対する課税では、一般公社債等を一般株式等の一部として(新措法37条の10第2項7号)、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」が算出され、15%(地方税と合わせて20%)の比例税率で一律分離課税を受ける(同条1項)。総合課税を選択することはできない。上場株式等のときと同様、一般公社債の譲渡損益と一般株式の譲渡損益とは、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」を算出する過程で通算(相殺)されることになる。

#### C 捐益通算

一般公社債等の譲渡損失を、その利子やその他所得と通算することはできない。

### 3 一般株式等

#### A 配当

- 一般株式等の配当は、総合課税の対象となる。ただし、年間10万円以下の配当についての申告不要制度は残される(新措法8条の5第1項1号)。
  - 一般株式等の配当は、20%の源泉徴収を受ける(所法181・182条)。

### B 譲渡損益

2 Bで述べたように、一般公社債等と一体として、一律分離課税を受ける(新措法37条の10)。一般株式等の譲渡損失を、上場株式等の譲渡利益と通算することはできないことになる。

### C 損益通算

一般株式等の譲渡損失は、生じなかったものとみなされ、配当やその他所得と通算することはできない(新措法37条の10第1項)。

# 4 割引債

割引債は公社債に含まれるから、上場株式等に該当するもの(特定割引債)と一般公社債等に該当するものに区分され、以上で説明した課税を受ける。

割引債に特有なものである償還差益は、償還時に15%(地方税を含めて20%)の 税率による一律源泉分離課税を受ける(新措法41条の12の2第1項)。ただし、償 還差益の計算において、実際の取得価額が用いられるのは、金融商品取引業者と一定の 契約を締結している場合に限られ、それ以外の場合には法定の割引率(みなし割引率)が用いられる(同条6項3号)。発行から償還までの期間が1年を超えると、みなし割 引率が125倍になることには、疑問がある。また、この課税方法では、利子の性質を 持つ償還差益に対する課税が償還時まで遅れることも、問題である。

# 法人税関係の改正

# 富の創出に向けた税制措置

「税制改正の大綱」は、その冒頭で「『成長と富の創出の好循環』の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の措置を講ずる。」と述べた。そのため、以下のように、租税特別措置の導入または拡充が行われた。

創設	① 国内生産等設備投資促進税制	一定の国内生産等設備への投資に対する30%
	(措法42条の12の2)	の特別償却または3%の税額控除
	② 所得拡大促進税制 (措法42条の12の4)	当期の国内の雇用者(一定の被用者)に対する
		給与等の支給額(雇用者給与等支給額)が、基
		準となる事業年度の雇用者給与等支給額を超
		える金額をベースとする10%の税額控除
	③ 特定中小企業者等経営改善設備取得税制 (措法42条の12の3)	特定中小企業者が行う経営改善のための一定
		の設備取得に対して30%の特別償却または
		7%の税額控除
拡充延長	④ 研究開発促進税制 (措法42条の4、42条の4の2)	研究開発費の総額に対する税額控除、および、
		試験研究費の増加額または売上金額に基づき
		高水準となる試験研究費に対する税額控除
	<ul><li>⑤ 環境関連投資促進税制 (措法42条の5)</li></ul>	一定の環境関連投資に対して30%の特別償
		却(一部資産は即時償却)
		中小企業者等は7%の税額控除選択可
	⑥ 雇用促進税制 (措法42条の12)	当該事業年度の雇用者数の増加が一定以上の
		場合、増加雇用者数×40万円の税額控除

②⑥は個人所得課税でも措置。

ここまでの担当:岡村忠生

中小法人の交際費等の損金算入制限の改正(本文229頁)

中小企業・小規模事業者等への支援の観点から、資本金が1億円以下の中小法人に対して、交際費等の損金不算入制度における特例が改正され、損金として算入できる枠が拡大した(措法61条の4第1項)。この改正は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度の法人税について適用される(「所得税法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第5号)附則61条)。

改正前は、交際費等の額のうち、600万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額(「定額控除限度額」という)の90%まで損金算入が認められていた。平成25年度改正は、①定額控除限度額を800万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額にまで引き上げ、さらに②損金算入が認められる割合を90%から100%とした。

つまり、中小法人の場合、(事業年度の月数が12であれば)事業年度内に支出した 交際費等のうち800万円までの金額は、その全額が損金に算入できることになり、これを超える部分の金額があってはじめて損金不算入となる。したがって、改正前でも60万円の枠を使い切れてなかった法人(その数は相当数あったと予想される)にとっては、上記②の改正の持つ意味が大きいことになろう。

資本金が1億円超の法人は、これまで通り一切の交際費等の損金算入が認められないことに鑑みると、本改正は、中小法人とそれ以外の法人との差を以前より拡大したことになる。交際費等のなかには費用性のあるものが存在するにも拘わらず、企業の規模だけでここまで差をつける必要があるのかどうか、検討する必要はあるだろう。

交際費課税の規定は、現在措置法にある。ただし、昭和28年度の税制改正案では本法に盛り込まれていた。法人税法22条3項で損金にされうるものを(本法ではなく)措置法が別段の定めとして制限していることの意義についても、再度考えてみてよい時期なのかもしれない。

ここまでの担当:渡辺徹也

## 租税手続法関係の改正

# 延滞税等の見直し

延滞税 (→第四章 3 1 の納付手続、本文 3 3 1 頁) とは、国税の期限内における適正な実現を担保するとともに、期限内に納付した者との権衡をはかり、早期納付を促すなどの観点から設けられた附帯税 (→第四章 2 9 の加算税とは、本文 3 2 9 頁) であり、履行遅滞に対する損害賠償 (遅延利息) の性質を持つ。国税通則法 6 0 条 2 項によると、この延滞税の額は、国税の法定納期限の翌日から完納の期限までの日数に応じ、未納税額に年 1 4 . 6 %の割合を乗じて計算した額とされ、早期納付を促すために、納期限後2 月以内の期間については未納税額に年 7 . 3 %の割合を乗じて計算した額とされている。これに対し、租税特別措置法では、延滞税算定上の割合が、市中金利の状況からすると高すぎるとして、年 7 . 3 %部分につき、特例基準割合(前年 1 1 月 3 0 日経過時点における商業手形の基準割引率に 4 %の割合を加算したもの。平成 2 5 年については年 4 . 3 %)が年 7 . 3 %より低い場合には、特例基準割合とすると定められていた(改正前の措法 9 4 条 1 項。年 1 4 . 6 %の割合については、措置法の適用がなく、通則法がそのまま適用されていた)。

また、所得税法131条1項などによる延納などが認められた場合、国税の履行遅滞ではないので延滞税は課されないものの、他の納税者との負担調整を図るための、約定利息の性質を持つ附帯税として、利子税が課される。利子税の割合は各税法に定めがあるが(上記所法131条1項の延納の場合には年7.3%。同3項)、租税特別措置法は、その割合が特例基準割合より低い場合には、特例基準割合とする(先の所法131条1項の延納につき、平成25年は年4.3%)などと定めをおいていた(改正前の措置法93条1項など)。

さらに、還付金等(通法56条1項)を納税者に還付し、また納税者が納付すべき 税額に充当する場合(通法57条1項)には、還付金等に対する利子として、還付加算 金が還付金等に加算される(通法58条1項)。還付加算金は、所定の期間の日数に応 じ、その金額に年7.3%の割合を乗じて計算されるが、やはり租税特別措置法は、そ の割合が特例基準割合より低い場合に、特例基準割合とする旨定めていた(改正前の措 法95条。したがって、平成25年の還付加算金の割合は年4.3%である)。

平成25年税制改正では、現在の低金利状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する (還付加算金の場合には事業者等が過大な利益を得ないようにする)等の観点から、特例 的な措置として、延滞税、利子税及び還付加算金の割合を引き下げるとされた。具体的 には、特例基準割合を、日本銀行が公表する前々年10月から前年9月における国内銀 行の貸出約定平均金利(新規・短期)で、前年12月15日までに財務大臣が告示する 割合に、年1%の割合を加算した割合(貸出約定平均金利が仮に1%であるとすると、特 例基準割合は2%)とされた(改正後の措法93条2項)。 さらに、延滞税の年14.6%の割合部分につき、特例基準割合が7.3%に満たない場合には、特例基準割合に7.3%を加算した割合とする旨の規定が新設された(改正後の措法94条1項。特例基準割合が2%ならば、9.3%である)。このような制度趣旨について、年14.6%の割合が、「期限内納付した者との公平をはかるための利息部分(通常の利子部分)」と「早期納付を促す部分」で半分ずつ構成されているものと考え、後者の7.3%部分は維持しつつ前者につき市中金利を踏まえて軽減を図ったもの、と説明されている。他方、延滞税の年7.3%割合部分につき、特例基準割合が7.3%に満たない場合には、特例基準割合に1%を加算した割合とする旨の改正が行われた。1%の割合を加算したのは、早期納付を促すため、と説明される。

利子税及び還付加算税についても、特例基準割合の計算方法が見直されたことに伴って、実質的な引き下げが行われた(改正後の措法93条、95条)。

以上の延滞税等の見直しは、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用される(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年3月30日法律第5号) 附則1条3号イ、90条1項)。

ここまでの担当:高橋祐介

# 本書の追加・訂正

49頁最下行 「東京高判平成25年3月13日(未登載、上記東京地判の控 訴審)は、法人とした。」を加える。

110頁下から8行目 「所持」を「所得」に改める。

129頁上から5行目 「使用人」を「使用者」に改める。

147頁上から7行目 「125」を「245」に改める。

181頁下から9行目 「独自の外形標準課税」を「床面積などの外形を用いた独自の課税標準による課税」に改める。

181頁下から7行目 「地方法72条の24の4」の後に「の反対解釈」を加える。

186頁下から9行目 「利益」を「剰余金」に改める。

186頁下から7行目 「配当所得を含めても」を削る。

186頁下から2行目 「他の所得とあわせて1000万円を超える部分」を「課税総 所得金額から1000万円を控除した金額に達するまでの金額」 に改める。

186頁下から1行目 「(1000万円以下の部分)」を削る。

241頁上から10行目 「判例集未登載」を「税資260号順号11511」に改める。

348頁11行~19行「確定内容の変更」を削る。